

府中市市民活動総合補償制度要綱を次のように定める。

平成21年3月18日

府中市長 伊藤吉和

府中市市民活動総合補償制度要綱

(目的)

第1条 この市民活動総合補償制度（以下「補償制度」という。）は、市内における市民活動の補償について必要な事項を定めることにより、市内に本拠地を有する市民団体が安心して市民活動を行うことができるように支援し、もって快適な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 補償制度において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市民（市外居住者を含む。）により自主的に構成された府中市内に本拠地を有する非営利活動団体等の団体
- (2) 市民活動 市民団体が行う社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、青少年育成活動又は地域社会活動等で本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公共性のある直接活動。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする活動を除く。（地方自治体又は地方自治体が出資した法人若しくはこれに準ずる団体の行う市民活動に類する事業で、市民が無報酬（実費弁済を除く。）で参加する活動を含む。）
- (3) 指導者 市民団体において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（市外居住者を含む。）
- (4) スタッフ 指導者の補助員等市民活動の実施に伴ってその運営に従事する者（市外居住者を含む。）
- (5) 参加者 前2号に規定する者を除くほか、市民団体の構成員であって市民活動に参加しているものをいう。この場合において、当該活動の観覧者及び応援者は含まない。
- (6) 賠償補償対象者 地方自治体、地方自治体が出資した法人若しくはこれに準ずる団体、市民団体又は指導者若しくはスタッフ。

- (7) 傷害補償対象者 指導者、スタッフ又は参加者
(事務局)

第3条 事務局は総務部総務課に設置し、補償制度におけるすべての事務を行う。
(市民活動の範囲)

第4条 次の各号に掲げる活動は、市民活動の対象外とする。

- (1) 園児、児童又は生徒を対象とした学校行事
- (2) 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動
- (3) スポーツ活動

2 補償制度における具体的な市民活動の例は別表1のとおりとする。

(対象となる事故)

第5条 補償制度は、次の各号のいずれかに該当する場合において適用する。

- (1) 賠償補償対象者が、市民活動中に他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を滅失、損傷若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担すること（以下「賠償事故」という。）によって損害を被る場合
- (2) 傷害補償対象者が市民活動中に発生した偶然の事故（以下「傷害事故」という。）により死亡又は負傷した場合で、別表2に定める支給事由に該当する場合。

(免責)

第6条 賠償事故のうち、直接又は間接を問わず、賠償補償対象者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害は、補償制度による補償は適用されないものとする。

- (1) 賠償補償対象者の故意
- (2) 戦争（宣戦の有無を問わない。）、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議
- (3) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然現象
- (4) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る賠償責任
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (6) 賠償補償対象者が業務に従事中に被った身体障害（障害に起因する死亡を含む。）によって生じた賠償責任
- (7) 賠償補償対象者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (8) 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
- (9) 航空機、昇降機、自動車、船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く。）又は動物の所有、使用又は管理に起因する賠償責任
- (10) スポーツ活動

(11) 前各号に定めるもののほか、第8条により契約した賠償責任保険普通保険約款並びに各種特約及び各種特約条項に定める事由によるもの

2 傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補償制度による補償は適用されないものとする。

- (1) 傷害補償対象者若しくはその法定代理人の故意、重大な過失又は法令違反
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (3) 地震、噴火又はこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (5) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (6) 傷害補償対象者が、法令に定められた運転資格を持たないで若しくは酒によって又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (7) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (8) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- (9) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この限りでない。
- (10) 剉部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないもの
- (11) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又はその他日本国の労働災害補償法令に基づく補償部分
- (12) スポーツ活動
- (13) 前各号に定めるもののほか、次条により契約した費用、利益保険普通保険約款並びに市民活動災害等補償保険特約条項及び各種特約条項に定める事由によるもの

（補償期間）

第7条 補償制度の補償期間は、毎年4月1日から始まり1年後の応答日午後4時に終了する。

（保険契約による制度の保全）

第8条 事務局は、補償制度は保全するための手段として、保険業法（平成7年法

律第105号)第2条第4項に規定する損害保険会社(以下「損害保険会社」という。)との間で地方自治体(賠償責任保険については、地方自治体、地方自治体が出資した法人若しくはこれに準ずる団体、市民団体又は指導者若しくはスタッフ)を被保険者とする保険契約を締結する。

(賠償事故に係る補償金の種類等)

第9条 賠償事故において補償されるべき補償金の種類、補償支払限度額及び免責は、別表3に定めるとおりとし、次に掲げる損害又は費用の額に相当する合計額から同表に記載の免責金額を減じた額とする。

- (1) 賠償補償対象者が被害者に支払うべき損害賠償金(損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合はその価値を控除する。)
- (2) 賠償補償対象者が賠償責任保険普通保険約款第15条(事故の発生)第1項第2号に規定する義務を履行するために支出した必要又は有益であった費用
- (3) 賠償補償対象者が賠償責任保険普通保険約款第15条(事故の発生)第1項第2号に規定する損害を防止軽減するために必要又は有益と認められた手段を講じた後に、賠償補償対象者に損害賠償責任がないことが判明した場合、そのために賠償補償対象者が支出した費用のうち、被害者に対する応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用及び支出につきあらかじめ事務局の同意を得た費用
- (4) 賠償補償対象者が事務局の承認を得て支出した、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解又は調停に関する費用
- (5) 賠償補償対象者の代わりに事務局が解決に当る場合、事務局に協力するために支出した費用

2 賠償補償対象者が他の賠償責任保険契約者(以下「重複保険契約」という。)を締結している場合において、それぞれの保険契約(補償制度を含む。)について、他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、事務局は、補償制度によるてん補責任額の前項各号に掲げる損害又は費用の額に相当する合計額に対する割合によって損害をてん補する。

(傷害事故に係る補償金の種類等)

第10条 傷害事故において支給されるべき補償金の種類、支給事由及び補償金額は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 別表2に掲げる死亡補償金、後遺障害補償金、入院補償金及び通院補償金は傷害補償対象者1名につき、それぞれごとに支払うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、傷害補償対象者1名ごとに、同一の事故により既に支払った後遺障害補償金(以下「既払後遺障害補償金」という。)がある場合は、死亡補償金は既払後遺障害補償金を控除した残額をもって限度とし、また、同一

の補償期間内に既に支払った既払後遺障害補償金がある場合は、後遺障害補償金は既払後遺障害補償金を差し引いて支払う。

4 地方自治体が傷害補償対象者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、傷害事故による補償金は損害賠償の補償金に充当する。

(事故発生報告及び事故審査通知)

第11条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）は、賠償事故又は傷害事故（賠償事故および傷害事故の同時発生を含む。）が発生したときは、事故発生日から20日以内に事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の規定による報告を受けたときは、補償制度の適用の可否について審査し、補償制度の適用範囲内と判断する場合は、速やかに損害保険会社に通知するものとする。

3 事務局は、前項の審査の結果、補償制度の適用対象外と判断する場合は、補償対象者にその旨を通知するものとする。

(事故判定委員会)

第12条 事務局は、前条第2項の規定による審査を行うに当たり必要と認めるときは、事故判定委員会に意見を求めるものとする。

2 事故判定委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「会員」という。）をもって組織する。

3 委員長には総務部長、副委員長には総務課長の職にある者をもって充てる。

4 委員には次に掲げる者をもって充てる。

(1) 環境整備課長

(2) 福祉事務所長

(3) 保健課長

(4) 生涯学習課長

(5) その他関係課長

5 委員長は事務局から要請を受けた場合、速やかに事故判定委員会を招集し、審査する。

6 委員長は会務を総理する。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 委員会は会員の過半数の出席をもって有効に成立する。

9 委員長は事故判定委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、持ち回りによって審査することができる。

10 前各項に定めた事項のほか、事故判定委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

(補償金の請求)

第13条 賠償事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、事務局が指定する請求書にその他必要な書類を添付して事務局に提出するものとする。

2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者は、別表2に定める支給事由の充足が確定した後（入院補償金及び通院補償金にあつては、全ての治療が完了した後）に、事務局が指定する請求書に必要な書類を添付して事務局に提出するものとする。

(補償金の支給等に係る手続)

第14条 事務局は、前条の規定による請求があつた場合は、第8条に基づき、損害保険会社が求めるすべての必要書類を提出して保険金請求を行うものとする。

2 事務局は、前項の保険金請求による保険会社の事故調査の結果、保険金支払の対象外であることが判明したときは、補償対象者にその旨を市民活動補償事故調査決定通知書により通知し、保険金を受け取ったときはその全額を補償対象者又はその法定相続人に支払う。

3 事務局は、前項の支払を証明するために補償対象者又はそれらの法定相続人の補償金受領書を保険金受領後30日以内に損害保険会社に提出する。

4 前2項の規定にかかわらず、事務局が受け取るべき保険金について、事務局が損害保険会社に対し、補償対象者又はその法定相続人に直接支払うことを要請した場合は、損害保険会社は補償対象者の指定する金融機関の口座に振り込み、これによって事務局の補償金支払義務及び補償金受領書提出義務は履行されたものとする。

(損害賠償の免除)

第15条 市は、補償制度による補償を行う事由につき、同一の事由によって市が賠償責任を負担する場合は、補償制度で支給される補償額まで民法又は国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

(準用規定)

第16条 この規則に定めのない事項については、保険契約の約款を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に旧要綱（平成16年3月25日制定）の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為

とみなす。

別表 1 (第 4 条関係)

市民活動の具体例

活動の種類	内 容	備 考
社会福祉・社会奉仕活動	地区(町・学区)社会福祉協議会活動	ふれあい・いきいきサロン、敬老会、子どもと高齢者のふれあい活動、一人暮らし高齢者のつどい、友愛訪問、とんど、研修、講演会等
	ボランティア活動	個人ボランティア、ボランティア団体の行う行事、研修、講習会、社会福祉施設・作業所の行事協力、アルミ缶リサイクル、配食サービス等
	民生委員児童委員活動	高齢者巡回訪問等訪問活動、相談、定例会、研修、講習会、配食サービス、各種支援及び援助活動等
保健衛生活動	害虫防除・駆除等の環境衛生活動	
	献血、各種検診業務の普及啓発活動	
	住民検診への協力	
環境保全活動	環境美化・清掃活動	河川、公園等公共施設の清掃、草刈り
	リサイクル運動	資源ゴミの回収
	自然保護・緑化活動	
	省エネルギー運動	
青少年健全育成活動	青少年非行防止活動	非行防止のための地域巡回活動等
	青少年保護活動	子ども 110 番等青少年を犯罪から守る運動
	その他の児童福祉向上のための活動	育児又は託児に関するボランティア等
防犯活動	暴力追放運動	
	防犯対策の啓発活動	
防火・防災活動	防火・防災訓練	通報、消火、避難、救護、給食給水等
	防火・防災に関する啓発広報活動	
	災害時のボランティア活動	他市での災害に対し、遠征等で参加する活動は対象外とする。

交通安全活動	交通安全啓発活動	
	春、秋等交通安全運動	
地域社会活動	町内会の運営活動	公益性の高い活動
	地域施設の管理運営活動	
市又は市に準ずる団体が主催又は共催する事業への協力活動	市民まつりへの運営協力	
	防災訓練への参加	
	講演会、一斉清掃等への参加又は運営協力	
搜索活動	行方不明者等の搜索活動。	

別表 2 (第 5 条関係)

基本契約

保険金の種類 (1名当たり)	支給事由	補償金額
死亡補償金	傷害補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	500万円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合（その期間中に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合）	後遺障害の程度により、死亡補償金の3～100%（15万～500万）
入院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため入院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限る。）	入院1日につき 3,000円
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため通院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。）	通院1日につき 2,000円

備考 次の事項については、保険約款の規定にかかわらず補償制度の適用除外とする。

- 1 入院補償金が支払われる場合において、入院補償金を支払うべき傷害の治療を直接の目的に手術を受け、それにより入院補償金に上乗せして手術給付金を支払うこと。
- 2 傷害補償対象者が通院しない場合において、骨折等の傷害を被った部位を

固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務又は生活に支障が生じたものと認め、通院補償金を支払うこと。

別表3（第9条関係）

補償金の種類	補償金支払限度額		免責
身体賠償	1名	1億円	1万円
	1事故	3億円	
財物賠償	1事故	1,000万円	
	年間	1億円	
受託物賠償	年間	1,000万円	